

令和3年10月18日
全員協議会資料
消防本部総務課

消防職員の定員管理計画（案）

〈令和4年度～令和8年度〉



袋井市森町広域行政組合

袋井消防本部総務課

令和3年10月

2 体制及び現状

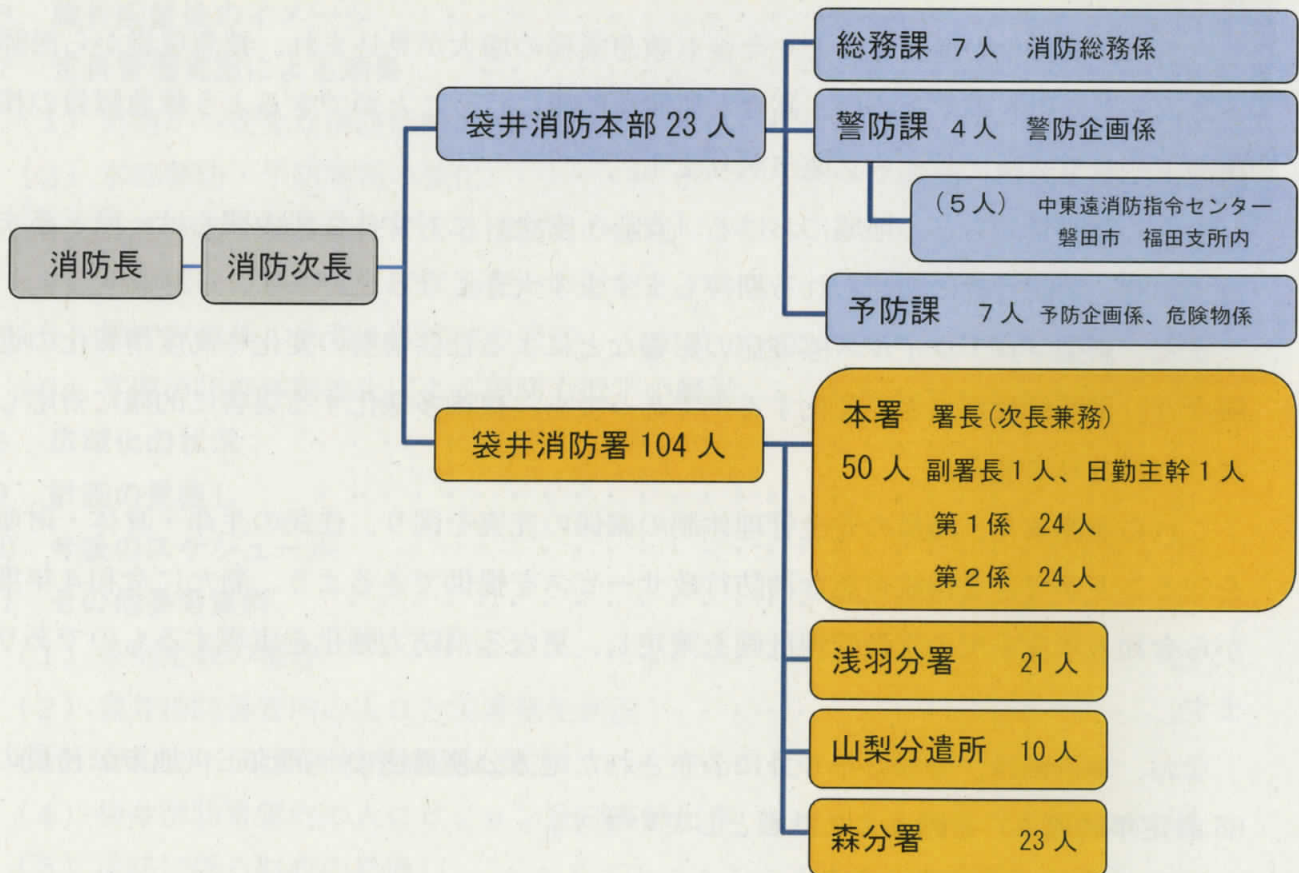
消防組織は本部3課、袋井消防署1署、2分署、1分遣所の体制となっており、条例定数は山梨分遣所の開所や新東名高速道路の開通などを機に見直しを図ってきました。

令和3年4月1日現在の消防職員数は、条例定数130人に対し職員数が129人です。人員の配置の状況については、消防本部が消防長以下3課4係の25人（指令センター5人含む）、袋井消防署（本署）50人、浅羽分署21人、山梨分遣所10人、森分署23人の総数129人の体制となっています。

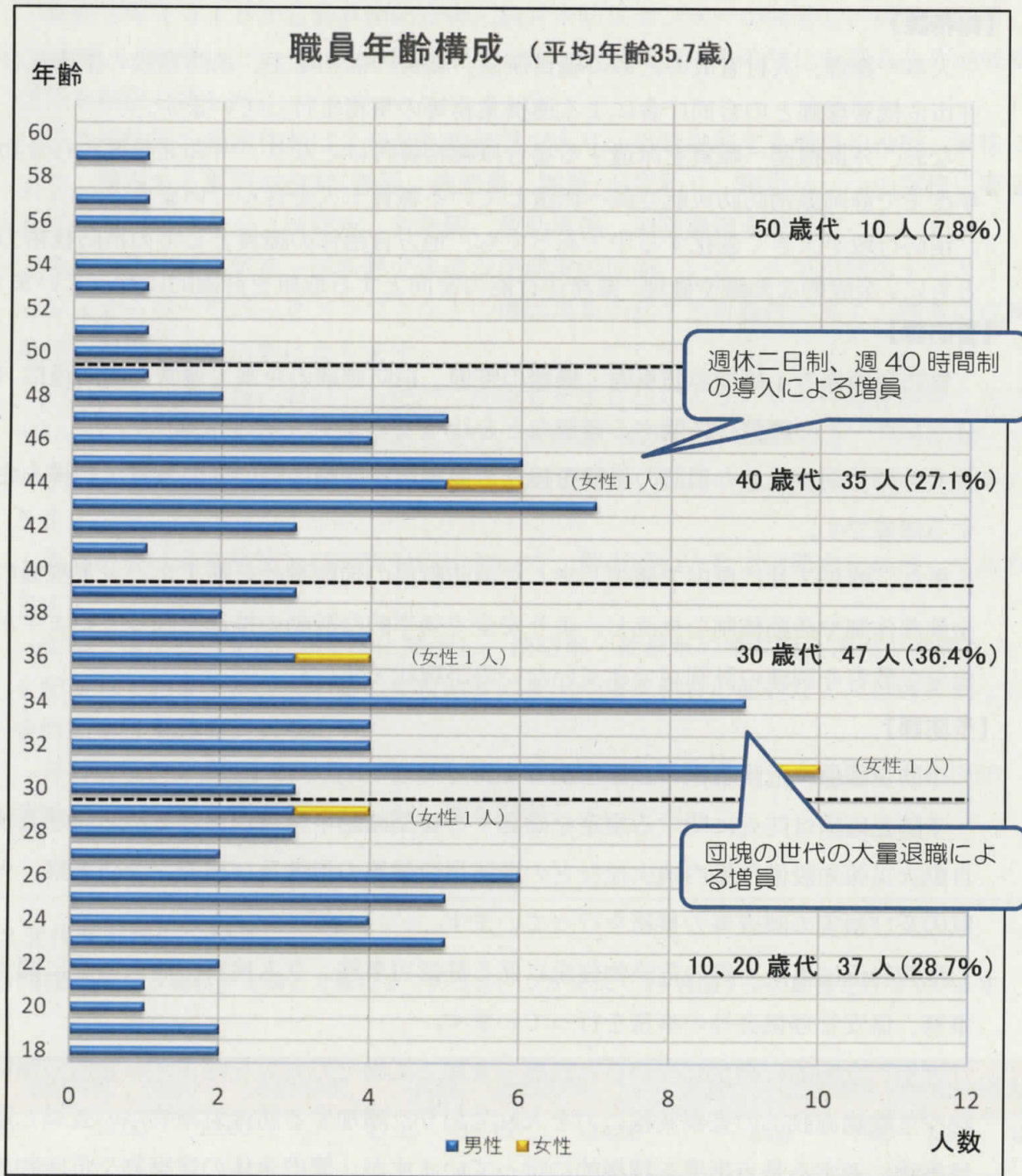
勤務形態は日勤者が24人、24時間勤務の隔日勤務者が105人となっています。

消防職員の年齢構成は50歳代が10人で全体の7.8%、40代が35人で27.1%、30代が47人で36.4%、10・20代が37人28.7%となっており、平均年齢は35.7歳と若い組織となっています。

○令和3年度組織図【129人】



○職員年齢構成(令和3年4月1日現在)



年齢構成にバラツキがあり、今後、計画的な採用により平準化を図る必要があります。退職者と採用者のバランスを取りながら、年齢構成の平準化を図ります。


○消防力の整備指針により必要な隊員数及び職員数

	指揮隊	救助隊	ポンプ隊	危険物事務
指針による 乗車・必要人員	3人以上	5人	4人又は5人	4人
袋井消防本部 の現有人員	2人	2人	3人	2人
充足率	67%	40%	60%、75%	50%

消防力の整備指針(平成 12 年消防庁告示第 1 号)による職員数は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示したものであり、その指針での算定は 189 人となります。現状の袋井消防本部の職員数は、指針で算定された職員数の 68.3%となっています。この指針に対する充足率の全国平均値は 78.3%で、この平均の充足率を袋井消防本部に当てはめると 147.9 人となります。

なお、各隊、事務の基準人員は上の表のとおりで、人員の基準に対する充足率は救助隊が 40%、危険物事務が 50%と低い割合となっています。

○ 県内及び全国同規模消防本部との比較

・ 全国の消防本部の人口千人あたりの職員数の平均	⇒ <u>1.84 人</u>
・ 静岡県内 16 消防本部の人口千人あたりの職員数の平均	⇒ <u>1.48 人</u>
・ 全国の管轄人口が同規模消防本部の人口千人あたりの職員数の平均	⇒ <u>1.42 人</u>
	
・ 袋井消防本部は県内 16 消防本部中 12 番目で人口千人あたりの職員数は <u>1.22 人</u>	
・ 全国平均、管轄人口が同規模の消防本部と比較しても職員数は少ない状態です。	

○ 地方交付税の算定基礎に基づく職員数

令和 3 年度の地方交付税算定基礎による標準団体(人口 10 万人)での消防吏員数は 132 人です。この標準団体の職員数から令和 3 年度 4 月 1 日現在の袋井市(88,144 人)及び森町(17,851 人)の人口 10 万 5,995 人を用いて算定すると、袋井消防本部の消防職員数は 139.9 人となります。

標準団体	人口 10 万人での消防吏員数	→ 132 人
袋井消防本部	人口 105,995 人 × 132 人 ÷ 100,000 人	= <u>139.9 人</u>

5 職員の年度別採用・配置計画

定員管理方針を実現していくため、以下のとおり採用・配置をします。

- (1) 指揮隊、救助隊を計画的に増員するために令和4年度に1人、令和5年度に4人採用し、本署6人を増員します。

(静岡県消防防災航空隊派遣終了により総務課1人減)

- (2) 令和6年度は3人採用し、山梨分遣所2人、警防課1人増員します。

- (3) 令和7年度は3人採用し、退職者の補充、県消防学校への教官派遣、予防課1人を増員します。

- (4) 令和8年度に2人採用し、本署2人増員します。

○年度別採用・配置計画

年 度	現年	定員管理計画期間						県消防学校教官へ派遣					
	3	4	5	6	7	8	5年計	9	10	11	12	13	5年計
採用者数	3	1	4	3	3	2	13	1	1	1	1	1	5
前年度末退職者数					1		1	1				2	3
職員数	129	130	134	137	139	141		141	142	143	144	143	
外部機関への派遣	1	1			1	1		1					
実員数	128	129	134	137	138	140		140	142	143	144	143	
増 減	3	1	4	3	2	2		0	1	1	1	▲1	
60歳以上の職員数				1	1	1		2	3	3	4	4	

※ ①地方公務員法の一部を改正する法律により、退職者数及び役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との権衡を考慮した上で、条例で定めることとしている。

②上の表は国家公務員の定年延長にならって、段階的に定年退職の年齢が引き上げられることとして、袋井消防本部の退職者数、60歳以上の職員数を計算した人数

③令和4年度以降は令和3年度同様に袋井市へ2人の出向が継続される場合を想定し算定